

事業協同組合に係る入札参加資格の認定等に関する特例実施要領

平成7年4月7日決裁

平成19年2月15日 平成21年3月19日 平成25年2月6日 改正

(趣旨)

第1 この要領は、福岡市契約事務規則第4条に規定する審査（以下「資格審査」という。）において事業協同組合に係る入札参加資格の認定等に関し特例を実施することについて定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、営業に関し法律上必要とする資格（登録、許可、認可等（以下「営業資格」という。））を有し、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「希望業種」とは、資格審査において定める「申請区分業種」であり、事業協同組合（以下「組合」という。）が工事及び製造の請負契約（以下「工事等」という。）、委託契約（以下「委託」という。）及び物品の購入契約（以下「物品」という。）の各契約において取引を希望するものをいう。

3 この要領において「審査対象者」とは、組合が次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望業種ごとに指定したものをいう。

この場合において、審査対象者の数は5を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167号の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 工事請負契約にあっては、建設業法第3条の規定による建設業の許可及び同法第27条の23第1項の規定による資格審査に定める年度の経営に関する客観的事項の審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）の通知を受けている者であること。

その他の契約にあっては、営業資格を有している者であること。

(事業協同組合の資格の認定等に関する特例)

第3 資格審査における組合の資格の認定等に関する特例については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 工事請負契約の客観的事項及び主観的事項に関する特例

ア 客観的事項

経営事項審査の結果は、次によるものとする。

- (ア) 希望業種の年間平均完成工事高（評点X1関係）は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- (イ) 希望業種の技術職員の数（評点Z関係）は、当該組合及び各審査対象者の技術職員の数の和とする。
- (ウ) 経営状況の点数（評点Y）は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- (エ) 自己資本額及び建設業に従事する職員の数（評点X2関係）は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額及び建設業に従事する職員の数のそれぞれの和とする。
- (オ) 社会性等の点数（評点W）は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下第1

位を四捨五入した点数) とする。

イ 主観的事項

主観的事項は、当該組合及び各審査対象者ごとの工事成績等の状況に基づく点数（資格審査時において別に定める主観的数値の算定要領による点数）の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

(2) 委託の年間平均業務高等に関する特例

ア 希望業種の年間平均業務高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成業務高の和とする。

イ 技術員（有資格者）及びその他技術員は、当該組合及び各審査対象者のそれぞれの和とする。

(3) 物品の年間平均売上高等に関する特例

ア 希望業種の年間平均売上高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均売上高の和とする。

イ 営業員及び技術員は、当該組合及び各審査対象者のそれぞれの和とする。

(特例の適用)

第4 第3の規定は、同規定による特例の適用を希望する旨の申し出をした組合について適用する者とする。

2 前項の申し出は、競争入札参加資格審査（官公需適格組合特例措置）申請書により申請し、かつ、資格審査において提出書類のほか、次に掲げる書類を添付して行わせるものとする。

この場合において、審査対象者のうちに競争入札参加資格審査の申請をしない者がいるときは、必要に応じ、次に掲げる以外の書類を併せて提出させることができる。

(1) 官公需適格組合証明書（写し）

(2) 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名

(3) 役員名簿

(4) 役員個人情報名簿（役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別）（書式1）

(5) 組合員名簿

(6) 競争入札参加資格審査申請をしていない組合員（個人を除く）の役員個人情報名簿（役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別）（書式2）

(7) 審査対象者が希望業種に関して営業資格を有していることの確認できる証明書（「写し」）

(8) 事業協同組合等経営希望等総括表（様式第1号）

(9) 希望業種が工事等又は委託に係るものである場合においては、審査対象者の資格審査に定める業務経歴書、施行実績表及び技術者名簿

(10) 希望業種が工事等、委託又は物品に係るものである場合においては、審査対象者の資格審査に定める財務諸表

(11) 希望業種が工事等のうち建設工事である場合においては、審査対象者の資格審査に定める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

(変更の届出)

第5 第3の規定の適用を受けて競争入札参加資格があると認定された組合（以下「有資格組合」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届けなければならないものとする。

(1) 審査対象者が第2第2項各号に該当しなくなったとき。

(2) 第4第2項第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 適格組合証明を取り消されたとき。

2 市長は、有資格組合から前項第1号又は第3号に該当することとなった旨の届出があった場合において、必要があると認めるときは、競争入札参加資格の認定等を変更するものとする。